

平成19年3月23日
経済産業省
九州経済産業局

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に 対する業務停止命令（12か月）について

経済産業省は、電話勧誘販売業者である有限会社ジェルメコーポレーション（福岡県福岡市）に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、平成19年3月24日から平成20年3月23日までの12か月間（ ）電話勧誘販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。認定した違反行為は、不実告知、氏名・勧誘目的等不明示、再勧誘、契約書面の虚偽記載及び迷惑勧誘です。

（ ）法定上限期間である12か月の業務停止命令を行うのは、電話勧誘販売業者に対するものとしては、本件が3件目です。

- 1．有限会社ジェルメコーポレーションは、衛生管理者資格に関するテキスト、ビジネス実務法務検定に関するテキスト（以下「本件商品」という。）の電話勧誘販売を行っていました。同社は、過去に自社又は他の事業者と教材の売買契約を締結したことがある消費者に電話をかけ、過去に締結した契約に係る義務が存在し、そのことにより本件商品の売買契約の締結が必要であるかのように告げて、虚偽の説明を行い、本件商品の販売について勧誘を行っていました。
- 2．また、同社は、消費者に対し、勧誘に先立って、その勧誘を行う者が偽名を名乗り、その電話が本件商品の売買契約の締結について勧誘をするためのものであること及び本件商品の種類について告げていませんでした。
- 3．また、同社は、本件商品の売買契約を締結したときに消費者に交付する書面に、販売担当者名として偽名を記載していました。
- 4．さらに、同社は、本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、その電話で勧誘を続けているほか、消費者の職場へ何度も電話をかけた後、長時間執拗に勧誘を続けるなど、違法な再勧誘や迷惑勧誘をしていました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

有限会社ジェルメコーポレーションに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称: 有限会社ジェルメコーポレーション
- (2) 代表者: 戸川 博志
- (3) 所在地: 福岡県福岡市中央区大名二丁目10番31号
- (4) 設立: 平成12年2月
- (5) 取引形態: 電話勧誘販売
- (6) 取扱商品: 衛生管理者資格に関するテキスト
ビジネス実務法務検定に関するテキスト
- (7) 売上高: 約5千2百万円(平成17年度)
- (8) 役員: 役員1名、従業員8名(平成18年9月時点)

2. 取引の概要

有限会社ジェルメコーポレーションは、衛生管理者資格に関するテキスト、ビジネス実務法務検定に関するテキスト（以下「本件商品」という。）の電話勧誘販売を行っているところ、過去に自社又は他の事業者と教材の売買契約を締結したところのある消費者に電話をかけ、「(×様につきましては、) 受講生として(当方の) 名簿に会員登録されているので、きちんと終了してもらわないといけないんですよ。」と言った上で、「教材を買ってもらえばこのプログラムは終わります。」、また、「あなたはステップアップのコースになっているので、法務検定を受けて最後まで合格するコースになっているんです。あなたが以前の資格を最後までしていないのでテキストを購入しないとけないんですよ。」、「衛生管理者の資格をとってから、法務実務の資格をとるという一連のコースなんですよ。」などと、過去に締結した契約に係る義務が存在し、そのことにより本件商品の売買契約の締結が必要であるかのように虚偽の説明を行い、本件商品の販売について勧誘を行っていた。

また、同社は、消費者に対し、勧誘に先立って、その勧誘を行う者が偽名を名乗り、その電話が本件商品の売買契約の締結について勧誘をするためのものであること及び本件商品の種類について告げていなかった。

また、同社は、本件商品の売買契約を締結したときに消費者に交付する書面に、販売担当者名として偽名を記載していた。

さらに、同社は、本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、その電話で勧誘を続けているほか、消費者の職場へ何度も電話をかけたり、長時間執拗に勧誘を続けるなど、違法な再勧誘や迷惑勧誘をしていた。

3. 業務停止命令の内容と期間

(1) 業務停止命令の内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

売買契約の締結について勧誘を行うこと。

売買契約の申込みを受けること。

売買契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成19年3月24日から平成20年3月23日まで(12か月間)

4. 業務停止命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 不実告知(特定商取引法第21条第1項第6号)

(消費者が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項に係る不実告知)

同社は、過去に自社又は他の事業者と教材の売買契約を締結したことがある消費者に対し、「(×様につきましては、)受講生として(当方の)名簿に会員登録されているので、きちんと終了してもらわないといけませんよ。」と言った上で、「教材を買ってもらえばこのプログラムは終わります。」また、「あなたはステップアップのコースになっているので、法務検定を受けて最後まで合格するコースになっているんです。あなたが以前の資格を最後までしていないのでテキストを購入しないとダメですよ。」、「衛生管理者の資格をとってから、法務実務の資格をとるという一連のコースなんですよ。」などと、過去に締結した契約に係る義務が存在し、そのことにより本件商品の売買契約の締結が必要であるかのように告げていた。

しかし、実際には、過去に締結した契約に係る義務は存在しない。

(2) 氏名・勧誘目的等不明示(特定商取引法第16条)

同社は、消費者に対し、勧誘に先立って、その勧誘を行う者が偽名を名乗り、その電話が本件商品の売買契約の締結について勧誘をするためのものであること及び本件商品の種類について告げていなかった。

(3) 再勧誘(特定商取引法第17条)

同社は、電話勧誘を受けた消費者が本件商品の売買契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、さらにその電話で勧誘を続けていた。

(4) 契約書面の虚偽記載(特定商取引法第19条第1項)

同社は、本件商品の売買契約を締結した際、当該売買契約の内容を明らかにする書面において、販売担当者の氏名として偽名を記載していた。

(5) 迷惑勧誘(特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号)

同社は、消費者に対して、職場への電話勧誘や長時間にわたり又は執拗に勧誘を続けるなど、消費者が迷惑を覚えるような仕方で勧誘をしていた。

5. 事例

【事例1】

(有)ジェルメコーポレーションの販売員は、平成17年10月、かつて他の事業者及び同社と教材の売買契約を締結したことがある消費者Aの職場に電話をかけ、偽名であるEと名乗った後、「残りのプログラムがまだ残っていますので別

の教材をお送りします。お支払いは一括にしますか、分割にしますか。」と告げ、Aが当然に支払うべきものであるかのような言い方で一方的に話し出した。Aは、前回の同社との契約時に、今回で終わりと言われ、修了証をもらっていたので、「前回、これで終わりと言われ修了証ももらいましたよ。」と言うと、同販売員は、「その分は終わったんですけど、それはいくつかあるプログラムの中の一つなので、それとは違う別のプログラムが残っているんです。今回はこの教材を買っていただかないといけないんです。」と告げた。Aは、「勉強する気はありませんので、お断りします。」と言ったが、同販売員は、「そんな勝手なことを言われても、受講生として名簿に会員登録されているので、きちんと終了してもらわないといけませんよ。」「受講生を集めた合同の講習会もあるので、それに参加してもらってもいいですよ。」「それに参加できないのであれば教材を買ってもらわなければならないですね。教材を買ってもらえばこのプログラムは終わります。そうでないと、ずっと受講を勧める電話もかかってくるよ。」「講習会を受けるか新しい教材を買うか、どちらかにしていただかないと終了できませんので。」「今回で本当に最後ですから。」などと繰り返し告げた。Aは、途中3回か4回「どちらもお断りします。」と言ったが、Aの言い分など全く聞こえていないかのように無視して、とにかく買わないことには電話が続くぞというような勧誘が1時間近く続いた。Aは、大抵午前10時過ぎには現場の仕事に出るのだが、このときもその予定時間が迫っていたので、電話で断るのを諦め、「取りあえず資料を送ってください。」と言ってAの方から電話を切った。

なお、Aに交付されたクレジット契約書には、担当者名として偽名が記載されていた。

【事例2】

(有)ジェルメコーポレーションの販売員は、平成17年10月、かつて他の事業者と教材の売買契約を締結したことのある消費者Bの携帯電話に電話をかけ、偽名であるFと名乗った後、「衛生管理者の講座を受講されていますが衛生管理者の試験は受験されていませんね。」と告げた。Bは、この話を聞いて、以前、衛生管理者等の教材の購入契約をした他の事業者と同社が何か関係があるのかと思ったが尋ねたりはしなかった。Bは、「試験は受けていません。」と答えた。同販売員は、「試験を受けないと衛生管理者の講座は終わりません。このままだと、テキストを購入していかねばなりませんのでお金がかかります。」「しかし、今回1単元を受講することで衛生管理者の講座を終了することができます。」「そのためには、新たに教育助成金制度を申し込んでテキストを購入しなければなりません。」と告げた。この「1単元を受講する」ということの意味についての説明はなかったが、Bとしては、テキストを購入することで衛生管理者の資格講座が終わりになるならと思ってテキスト購入を承諾した。

その後、同販売員は、テキストが衛生管理者テキストであること、テキストの代金が14万円になること及び支払い方法の説明をした。Bは、分割にすると金利がつくので現金一括払いで支払うと言った。それから1～2日後にBに交付された振込依頼書には、担当者名として偽名が記載されていた。

【事例3】

(有)ジェルメコーポレーションの販売員は、平成18年4月、かつて他の事業者

と教材の売買契約を締結したことのある消費者Cの職場に電話をかけ、偽名であるGと名乗った後、「あなたが以前契約されているコースが助成金の対象になっていますので。」「あなたが申し込まれている衛生管理者コースが助成金の対象コースなのです。あなたも助成金の対象者になりますので、80%の助成金が戻ることになります。」と告げた。それでCは、「そんな話ならばありがたいことですね。」と答え、同販売員から、「資料を送っていいですか。」と告げられたとき、「送っていいですよ。」と答えた。

その3～4日後、同社からCの自宅に送られてきた資料はローン申込書などだったが、同申込書には法務検定テキスト21万円という記載があり、24回払いとなっていた。同販売員は、電話では新しい教材や教材の代金について一切説明はしなかった。Cは、電話口での説明と書類にある説明は全然違うじゃないかと思った。

これらの資料が届いた翌日頃、同販売員からCの職場に電話があり、「資料は届きましたか。ご記入は済まされましたか。」と告げた。Cは、「この書類は、教材を買うための申込書になっているようだけど、どういうことですか。」「以前は衛生管理者の教材だったのに今回は法務検定テキストですか。これはどういうことですか。」などと問い詰めた。しかし同販売員は、「あなたはステップアップのコースになっているので、法務検定を受けて最後まで合格するコースになっているんです。あなたが以前の資格を最後までしていないのでテキストを購入しないといけないんですよ。」「うちは助成金を専門的に扱う会社なので、あなたが契約したコースは助成金の対象になっているという話をしているんです。衛生管理者の資格をとってから、法務実務の資格をとるという一連のコースなんですよ。」などと、Cが納得できるような説明はせず、答えをはぐらかすような言い方ばかりした。

なお、Cに交付されたローン申込書には、担当者名として偽名が記載されていた。

【事例4】

(有)ジェルメコーポレーションの販売員は、平成18年5月、かつて同社と教材の売買契約を締結したことのある消費者Dが同僚二人と印刷機の調整をしている時、Dの職場に電話をかけ、偽名であるHと名乗った後、「前回申し込まれた教育助成金制度から外れましたのでもう一度入り直してもらわなければならないようになりました。」といきなり告げた。Dは、仕事中に何でそんなことをわざわざ言うてくるんだらうと思いつつ、「教育助成金制度に入り直すということはどういうことですか。」と尋ねた。すると、同販売員は、「教育助成金制度から外れたということは、Dさんが受講されている衛生管理者の講座はまだ終わっていないということです。」と告げた。Dが、「以前もそのようなことを言われました。どうすればいいのですか。」と言うと、同販売員は、「今回1単元を受講することで衛生管理者の講座を終了することができます。」「そのためには、新たに教育助成金制度を申し込んでテキストを購入しなければなりません。」と告げた。Dは、なぜまた教材を買わなければならないのだろうかと思いつくと同時に、印刷機の機械の音で聞き取りにくく、同販売員とのやりとりがこのまま長く続くと仕事中の同僚を待たせてしまつて仕事に差し支えるため、「ハイ。」と返事をしてしまった。